

平成25年度 第2回吉川市児童福祉審議会

日時：平成25年11月20日(水)
午後6時から
場所：吉川市役所第2庁舎
204会議室

次 第

1. 開 会

2. あいさつ

3. 議題

- (1) 子ども・子育て支援新制度に係るニーズ調査(吉川市子ども・子育て支援事業計画作成のために実施する利用意向等把握調査)実施状況の報告について
- (2) 吉川市次世代育成支援対策地域行動計画(後期行動計画)における12事業の検証及び第5次吉川市総合振興計画における子育て支援施策の取り組みについて
- (3) 教育・保育提供区域の設定について
- (4) 子ども・子育て支援新制度の動向について
- (5) その他

4. 閉 会

(1) 子ども・子育て支援新制度に係るニーズ調査(吉川市子ども・子育て支援事業計画作成のために実施する利用意向等把握調査)実施状況の報告について

1. 目的

子ども・子育て支援法に基づき、国の「基本指針」(案)に即して「吉川市子ども・子育て支援事業計画作成のために実施する利用意向等把握調査(ニーズ調査)」を実施します。

2. 調査対象

就学前と小学生の子どもを持つ保護者 各1,500人 合計3,000人

3. 調査実施時期

平成25年11月1日から11月22日

※回答者へのお礼と多くの方に回答いただくため、お礼状兼督促状を葉書きにより送付しました。

4. 調査票

国や埼玉県の指定する調査項目、市独自の調査項目を加えるとともに、審議会でのご意見を踏まえ調査票を作成しました。

(1) 吉川市子ども・子育て支援事業計画作成のために実施する利用意向等把握調査(ニーズ調査)就学前の子どもの保護者用

・全31問・15頁

(2) 吉川市子ども・子育て支援事業計画作成のために実施する利用意向等把握調査(ニーズ調査)小学生の子どもの保護者用

・全20問・8頁

(2) 吉川市次世代育成支援対策地域行動計画(後期基本計画)における12事業の検証及び第5次吉川市総合振興計画における子育て支援施策の取り組みについて

① 吉川市次世代育成支援対策地域行動計画(後期行動計画)における12事業の検証

子育て支援12事業は、児童の健全な育成に資するものとして、市が実施に努めることとされている保育や子育て支援に関する事業です。

次世代育成支援対策地域行動計画においては、計画期間5年間の目標事業量を定めることとされていることから、市の財政状況や民間団体等との協働による整備供給基盤等を勘案し、設定を行っています。

事業名

①通常保育事業

②特定保育事業

③延長保育事業

④夜間保育事業

⑤トワイライトステイ事業

⑥休日保育事業

⑦病児・病後児保育事業

事業名

⑧放課後児童健全育成事業

⑨地域子育て支援拠点事業

⑩一時預かり事業
(緊急保育サービス、リフレッシュ保育サービス)

⑪ショートステイ事業

⑫ファミリー・サポート・センター事業

(2) 吉川市次世代育成支援対策地域行動計画(後期基本計画)における12事業の検証及び第5次吉川市総合振興計画における子育て支援施策の取り組みについて

① 吉川市次世代育成支援対策地域行動計画(後期行動計画)における12事業の検証

事業名	平成21年度見込み	目標事業量 (平成26年度)	現況 (平成24年度実績)
通常保育事業	7か所(666人)	8か所(756人)	9か所(767人)
特定保育事業	2か所(16人/日)	2か所(16人/日)	3か所(30人/日) ※一時預かり事業を含む
延長保育事業	7か所(430人)	8か所(490人)	9か所(333人)
夜間保育事業	未実施	ファミリー・サポート・センター事業の拡充にて対応	緊急サポート事業にて対応
トワイライトステイ事業			
休日保育事業			
病児・病後児保育事業	未実施	1か所(4人/日)	1か所(4人/日) ※緊急サポート事業での支援あり
放課後児童健全育成事業	7か所・13クラブ 513人	8か所・15クラブ 600人	7か所・15クラブ (600人)

(2) 吉川市次世代育成支援対策地域行動計画(後期基本計画)における12事業の検証及び第5次吉川市総合振興計画における子育て支援施策の取り組みについて

① 吉川市次世代育成支援対策地域行動計画(後期行動計画)における12事業の検証

事業名	平成21年度見込み	目標事業量 (平成26年度)	現況 (平成24年度実績)
地域子育て支援拠点事業	センター型 1か所	センター型 1か所 サロン型 1か所	センター型 1か所 サロン型 2か所
一時預かり事業 (緊急保育サービス、リフレッシュ保育サービス)	2か所 4人/日	2か所 4人/日	3か所(30人/日) ※特定保育事業を含む
ショートステイ事業	未実施	2か所	2か所
ファミリー・サポート・センター事業	1か所	2か所	2か所 ※緊急サポート事業を含む

(2) 吉川市次世代育成支援対策地域行動計画(後期基本計画)における12事業の検証及び第5次吉川市総合振興計画における子育て支援施策の取り組みについて

②第5次吉川市総合振興計画における子育て支援施策の取り組みについて

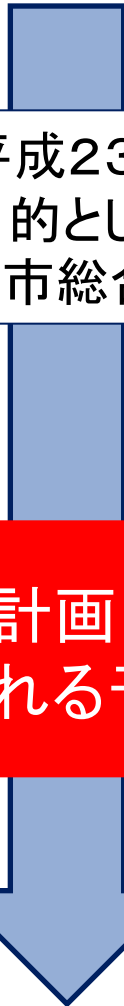
総合振興計画は、吉川市のめざすべき将来都市像やまちづくりの目標の実現のため、市政運営の長期的な指針を示すことを目的として策定するものです。

第4次吉川市総合振興計画は、「ひとに優しさ まちに安らぎ 未来に夢ある みんなのよしかわ 市民主役の都市構想」を将来像に平成23年度を目標年次とする基本構想と前後期5か年の基本計画及び3か年の実施計画をもってまちづくりを進めてきました。

吉川市次世代育成支援対策地域行動計画(後期基本計画)は、第4次吉川市総合振興計画の計画期間内に策定されました。

(2) 吉川市次世代育成支援対策地域行動計画(後期基本計画)における12事業の検証及び第5次吉川市総合振興計画における子育て支援施策の取り組みについて

②第5次吉川市総合振興計画における子育て支援施策の取り組みについて



第4次吉川市総合振興計画が平成23年度で終了することに伴い、今後の市政運営の方針を示すことを目的とし、平成24年度を初年度、平成33年度を目標年次とする第5次吉川市総合振興計画が、策定されました。

子ども・子育て支援事業計画は、第5次吉川市総合振興計画の計画期間内に策定される予定です。

(2) 吉川市次世代育成支援対策地域行動計画(後期基本計画)における12事業の検証及び第5次吉川市総合振興計画における子育て支援施策の取り組みについて

②第5次吉川市総合振興計画における子育て支援施策の取り組みについて

事業名	平成21年度実績	平成24年度実績
子ども医療費	116,373,840円	257,283,849円
こども発達センター(通所者)	1,699人	1,739人
要保護児童対策地域協議会	代表者会議1回、 実務者会議5回、 個別ケース会議10回	代表者会議1回、 実務者会議6回、 個別ケース会議11回
ひとり親家庭等医療費	16,274,073円	14,630,077円
送迎保育(延べ年間利用件数)	—	1,367件
児童館ワンダーランド(利用者総数)	30,696人	28,247人
家庭児童相談員(実取扱人員)	200件(延べ)	85人(実取扱人員)
母子自立支援員(延べ受付件数)	200件(延べ)	179件(延べ)
ホームスタート事業	—	平成25年度から

子どもたちが健やかに自分らしく成長できる地域社会を築くことを目的とした総合振興計画に位置付けている事業についても市民の方に認識、利用され、子育て支援事業としての役割を担っている。このことから、これらの事業を引き続き実施していきたいと考えています。

(3) 教育・保育提供区域の設定について

○基本指針(案) 抜粋

＜教育・保育提供区域の設定に関する事項＞

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域(以下「教育・保育提供区域」という。)を定める必要がある。

(4) 子ども・子育て支援新制度の動向について

新制度における保育を必要とする場合の利用手順(イメージ)

保育の必要性の認定の申請

保育の必要性の認定

保育利用希望の申込

利用調整

利用可能な施設があっせん・要請など

保護者と市町村の契約

保護者と施設・事業者の契約

保育の利用

認定こども園・公立保育所・地域型保育所を利用する場合

私立保育所を利用する場合

(2) 子ども・子育て支援新制度の動向について

保育の必要性の認定に係る「事由」について

現行の「保育に欠ける」事由 (児童福祉法施行令27条)

- 以下のいずれかの事由に該当し、かつ同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること
- ①昼間労働することを常態としていること（就労）
 - ②妊娠中であるか又は出産後間がないこと（妊娠、出産）
 - ③疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること（保護者の疾病、障害）
 - ④同居の親族を常時介護していること。（同居親族の介護）
 - ⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること（災害復旧）
 - ⑥前各号に類する状態にあること。（その他）

新制度における「保育の必要性」の事由(案)

- 以下のいずれかの事由に該当すること
※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能
- ①就労
 - ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な極めて短時間の就労は除く）
 - ・居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）を含む。
 - ②妊娠、出産
 - ③保護者の疾病、障害
 - ④同居又は長期入院等している親族の介護・看護
 - ・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護
 - ⑤災害復旧
 - ⑥求職活動
 - ・起業準備を含む
 - ⑦就学
 - ・職業訓練校等における職業訓練を含む
 - ⑧虐待やDVのおそれがあること
 - ⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
 - ⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

(2) 子ども・子育て支援新制度の動向について

<現行制度と新制度における「保育標準時間」及び「保育短時間」の比較イメージ>

	現行制度	新制度
対象児童	保育に欠ける児童	保育の必要性の認定を受けた児童
認定区分	1区分 A時間以上	2区分 保育標準時間B時間/月 保育短時間A時間以上B時間未満/ 月
保育料	応能負担 C円/月	応能負担 保育標準時間C円/月 保育短時間C円×一定割合/月
利用定員	一律	保育標準時間と保育短時間に分けた 定員設定も可能

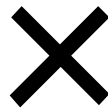
(2) 子ども・子育て支援新制度の動向について

保育の必要性の認定について(イメージ)

※実際の運用に当たっては、更に細分化、詳細な設定を行うなど、現行の運用状況等を踏まえつつ、市町村ごとに運用

①事由

- 1 就労
- 2 妊娠・出産
- 3 保護者の疾病・障害
- 4 同居親族等の介護・看護
- 5 災害復旧
- 6 求職活動
- 7 就学
- 8 虐待やDVのおそれがあること
- 9 育児休業取得時に、既に保育を利用して
- 10 その他市町村が定める事由



②区分(保育必要量)

- 1 保育標準時間
- 2 保育短時間



③優先利用

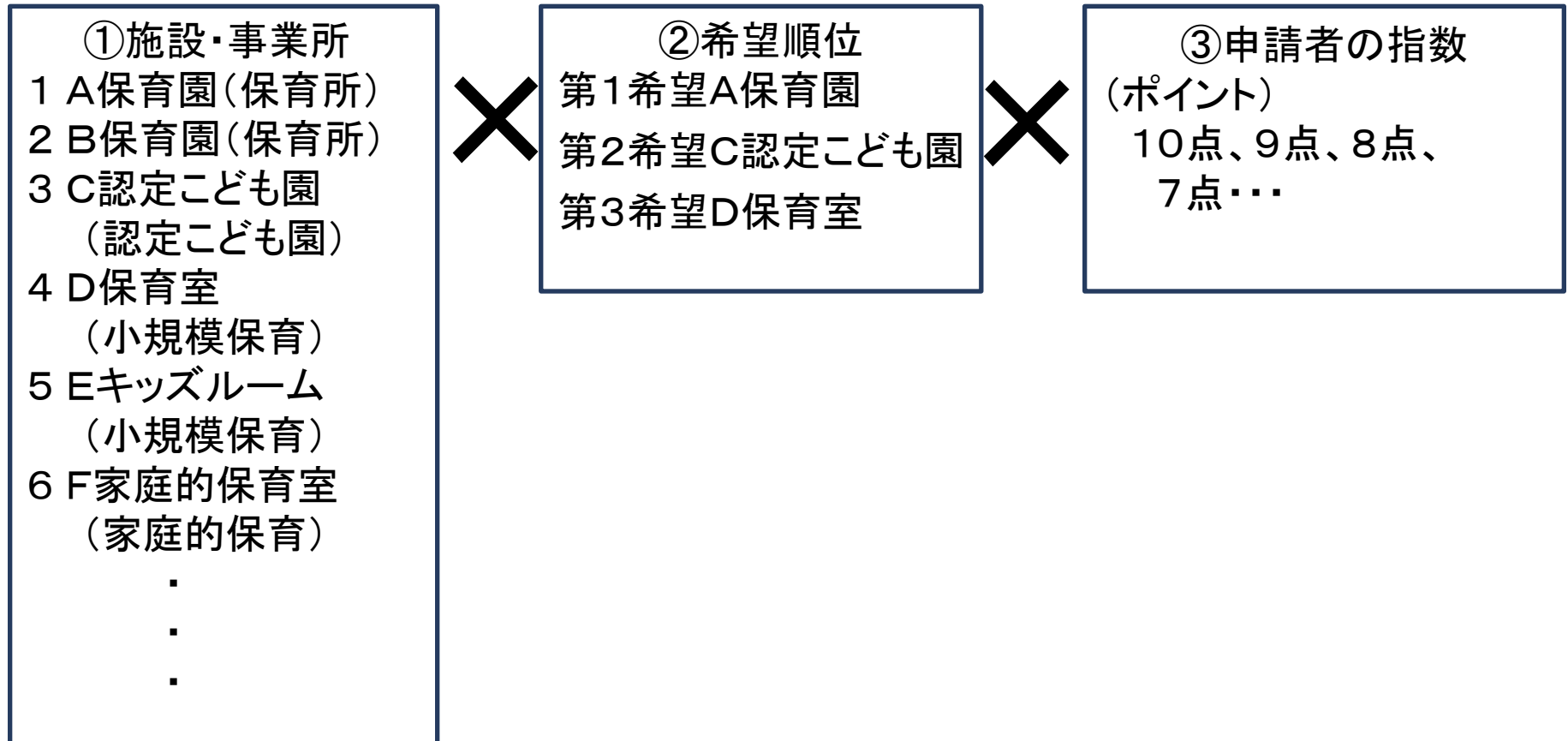
- 1 ひとり親家庭
- 2 生活保護世帯
- 3 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
- 4 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合
- 5 子どもが障害を有する場合
- 6 育児休業明け
- 7 兄弟姉妹(多胎児を含む)が同一の保育所等の利用を希望する場合
- 8 小規模保育事業などの卒園児童
- 9 その他市町村が定める事由

**保育の必要性
認定・指数
(ポイント)
利用調整へ**

(2) 子ども・子育て支援新制度の動向について

利用調整(選考)のイメージ

※実際の運用に当たっては、更に細分化、詳細な設定を行うなど、現行の運用状況等を踏まえつつ、市町村ごとに運用



(2) 子ども・子育て支援新制度の動向について

利用調整(選考)のイメージ

a保育所
1歳児 定員12人

○第1希望の施設ごとに申込者を取りまとめ、指数(ポイント)が高い順に決定

A: 第1希望 a保育所

10点(A1)
10点(A2)
10点(A3)
10点(A4)

9点(A5)
9点(A6)
9点(A7)
9点(A8)

8点(A5)
8点(A6)
8点(A7)
8点(A8)

第2・第3希望等
^

10点(A1)
10点(A2)
10点(A3)
10点(A4)
10点(B1)
10点(B2)
10点(C1)
9点(D1)
9点(A5)
9点(A6)
9点(A7)
9点(A8)

B: 第1希望 認定こども園(×)
第2希望 a保育所

10点(B1)
10点(B2)

C: 第1希望 認定こども園(×)
第2希望 c保育所(×)
第3希望 a保育所

10点(C1)

D: 第1希望 c保育所(×)
第2希望 a保育所

9点(D1)

(2) 子ども・子育て支援新制度の動向について

公定価格とは？

公定価格は、「認定の区分(1号認定、2号認定、3号認定)」、「保育必要量」、「施設の所在する地域等」を勘案して、算定される教育・保育、地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額、となっています。

<施設型給付>

施設型給付費
(公費で負担)

利用者負担
(施設で徴収)

公定価格

<委託費>

公費負担額

利用者負担
(市町村で徴収)

委託費として支払い

施設型給付費 = 「公定価格」 - 「利用者負担額」
つまり、公定価格が示されないと、利用者負担額も決まりません。

国は、平成26年4月～6月に仮単価を提示予定